

自転車用ヘルメット購入補助金 Q&A

R8.4 版

Q： 子どもが複数いる場合、保護者が申請者となり、まとめて申請してよいか。

A： 補助金の交付は1人につき1回となります。ヘルメットを使用するお子さんが複数おられる場合は、保護者の方がそれぞれ申請する必要があります。

Q： 高校生世代以下の未成年とは、どのような人か。

A： 例えば、高校3年生で18歳となり、誕生日以降最初の3月31日を迎えるまでの方は、高校生世代以下の未成年となります。

(参考)【令和8年度 高校3年生 2008年(平成20年)4月2日～
2009年(平成21年)4月1日生まれの方】

Q： 学校が通学ヘルメットを指定していない場合、今回補助金を利用し購入したヘルメットを通学に使用してもよいか。

A： 購入したヘルメットを通学用に使用されることは構いません。使用される前に学校に確認してください。

Q： ヘルメットは、長浜市外の店舗で購入してもよいか。

A： 長浜市外の店舗でもご購入されたヘルメットも補助対象となります。

Q： インターネットで購入したヘルメットも対象になるか。

A： 添付資料として、領収書の提出が必要になります。領収書には、①申請者等の氏名、品名、事業者名および日付の記載が必要ですので、同書類が出る店舗であれば、インターネット購入も可能です。領収書はご自身で印刷していただく様式等の領収書でも構いません。
なお、送料や代引手数料は補助対象経費には含みません。

Q： 領収書でなくて、レシートでもよいか。

A： ヘルメットを購入したものとして以下の内容を確認できるものであれば、レシートでも結構です。
①領収日 ②購入金額 ③購入店舗名
レシートの場合は氏名等の記載はなくても結構です。

Q： バイクや工事用のヘルメットは対象になるか。

A： 作業用、防災用などのヘルメットは対象になりません。
自転車用ヘルメットのみが対象になります。

Q： 企業や団体に購入した自転車用ヘルメットは補助対象となるのか。

A： 対象になりません。
個人が購入されたヘルメットのみを対象としています。

Q： ヘルメットが安全基準に適合していることを証する書類とはどのようなものか。

A： ・保証書や取扱説明書等の写し
・ヘルメット全体および安全認証マークがついていることが確認できる写真 等

Q： 自転車損害賠償保険の加入者とヘルメットの使用者が違うけれど、大丈夫か。

A： 親が子どもの保険を加入している場合等、必ずしも保険の加入者とヘルメット使用者が同じではないので、同一住所等で親族であることが確認できればOKです。

Q： 購入後6カ月以内のヘルメットが対象とありますが、既にご買っているものも対象になりますか。

A： ヘルメットを購入した日から6カ月以内に申請書を提出する必要があります。
6カ月以内のものでしたら対象です。

毎年の予算に限りがありますので、予算がなくなり次第、補助金の受付は終了します。